

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	113	事業名	飯崎産業団地整備事業	事業番号	(6)-46-6
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	(33,379) 千円 417,600 千円		全体事業費	(467,956) 千円 417,600 千円	

帰還・移住等環境整備に関する目標

- 南相馬市小高区の居住人口は、震災前の 12,842 人に対し、10 月末現在で 3,833 人と震災前比の 3 割に満たない状況であり、5 年 4 か月の長きにわたり避難を強いられた影響は深刻である。
- 今後、南相馬市のさらなる復興を遂げるためにも、小高区における居住人口を増加させる取組と企業誘致等の推進が必要である。
- 現在、市内工業団地 31 区画のうち、新たな交渉が可能な空区画は 1 区画と残り僅かである一方、令和 3 年 1 月から令和 4 年 1 月までに、約 23 社から総面積約 44.8 ha の産業用地の引き合いがあり、引き続き当市への企業立地への関心も高いことから、小高区に産業団地を整備し、企業誘致等を通じた帰還・移住を促進する。

事業概要

南相馬市小高区飯崎地区に飯崎産業団地を整備する。

総面積 約 3.3 ha

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<令和 4 年度>

解体設計・進入路設計

<令和 5 年度>

解体工事・進入路整備・登記測量

地域の帰還・移住等環境整備との関係

復興整備計画 (南相馬市・福島県 (令和 2 年 1 月 25 日))

「3 土地利用方針 (法第 46 条第 2 項第 3 号関係)」(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向
⑥市南部及び西部の旧避難指示区域においては、避難者が多いことから、帰還者の動向などを把握し、各地区の実情に即した土地利用を検討する。

旧金房小学校・金房幼稚園の利活用方針 (南相馬市資料)

【利活用の基本的な方向性】

校舎、体育館は耐震基準を満たしておらず老朽化が進んでいるため、施設等を撤去し、更地としての活用を進めます。高速道路や主要幹線道路へのアクセス性の良さ、隣接地を含めた面的な広がりをつまみ、雇用の創出や産業振興を図る産業集積地として一体的な活用を検討します。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	